

事業概要について

1 事業の目的

在宅で生活している重度障害者や要介護高齢者に対して、タクシー料金の一部を助成し、経済的負担の軽減を講じることにより、外出機会の促進、日常生活の利便及び引きこもりの予防等を図ることで、利用者の福祉の増進を図ることを目的としています。

2 事業対象者 ※それぞれ、すべての要件を満たす方が対象

【重度障害者福祉タクシー】

- (1) 重度（1級又は2級）の下肢障害者、体幹機能障害者、視覚障害者、内部障害者又は重度の知的障害者（療育手帳A）、重度の精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）
- (2) 生計中心者の直近の所得が、特別児童扶養手当の扶養義務者所得制限額の範囲内
- (3) 病院に入院、施設に入所していない
（入院・入所の定義については、本市ホームページ、同事業要綱第2第3号を参照）
- (4) 高齢者福祉タクシー利用券の交付を受けていない

【高齢者福祉タクシー】

- (1) おおむね65歳以上
- (2) 利用者本人が市民税非課税又は生活保護を受給している
- (3) 介護保険の要介護認定で要介護1から5の判定を受けている
- (4) 病院に入院、施設に入所していない
（入院・入所の定義については、本市ホームページ、同事業要綱第2第4号を参照）
- (5) 重度障害者福祉タクシー利用券の交付を受けていない

3 サービス内容（共通）

- (1) 利用券1枚当たり500円を上限としてタクシー料金を助成
- (2) 交付枚数は1月当たり4枚で、申請月からの当該年度分を一括で交付
※1か月当たりの利用枚数に制限はありません。ただし、利用券を使い切った場合でも追加交付はできません。また、紛失した場合の再発行もできません。
- (3) 利用券の利用は1乗車につき乗車料金が1,000円未満の場合は1枚、乗車料金が1,000円以上の場合は2枚までとし、利用者は乗車料金と助成額との差額をタクシー事業者を支払う

4 実施方法

事業の実施に当たっては、以下の事項に注意してください。

- (1) 福祉タクシー利用の申し出があった場合は、利用者に対してできるだけ優先的に配車する。
- (2) 利用者が乗車する際は、必ず利用資格証明書（共通）、身体障害者手帳又は療育手帳（重度障害者福祉タクシー利用者のみ）を確認する。
- (3) 障害者や高齢者が利用するので、乗降時・運転時は、特段の配慮をする。
- (4) 事故のないように安全運転を心掛ける。

万が一、事故が発生した場合は、速やかに障害福祉課又は長寿介護課及び対象者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じなければならない。

- (5) 利用券の提出があったときは、助成額（上限 500 円）を差し引いた額を利用者に請求する。

なお、乗車料金が 500 円に満たない場合でも、差額を現金化することはできない。

- (6) 社団法人大阪タクシー協会が実施する割引制度を適用した場合であっても、福祉タクシー利用券は利用できる。

※障害者総合支援法の改正により、令和 6 年 4 月 1 日から事業者による合理的配慮の提供が全国で義務化されます。国土交通省「公共交通機関事業者に向けた接遇ガイドライン」（平成 30 年 5 月）や、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」（平成 30 年 4 月）をご参照のうえ、合理的配慮の提供について従業者へ周知をお願いします。

5 利用料金の請求方法

当月分の請求は翌月 1 日から 10 日までの間に、利用料請求書及び利用状況報告書の各様式に使用済み利用券を添えて、各事業担当課へご提出ください。

10 日を過ぎた場合でも請求は可能ですが、複数月の利用券がある場合は、必ず月毎に分けて請求書類を作成してください。

なお、当該年度分の支払は、会計制度上、翌年度 5 月 31 日までとなっており、それ以降は支払いができなくなります。そのため、当該年度分の請求は、4 月 30 日までに提出してください。

（例）令和 7 年 3 月分（令和 6 年度）の請求→令和 7 年 4 月 30 日必着

6 個人情報の取扱いについて

サービス提供にあたり、個人情報の取扱いに際しましては、個人情報保護法を順守し、遺漏のないようにお願いいたします。

問合せ先

【重度障害者福祉タクシー】 障害福祉課 岩田 (Tel : 072-620-1636)

【高齢者福祉タクシー】 長寿介護課 山本 (Tel : 072-620-1637)